

事務連絡
令和2年5月8日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

新型コロナウイルス感染症の相談・受診については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和2年2月17日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和2年3月22日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）において、お示ししたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた受診・相談の目安について、別紙の通り改訂致しました。

これは、どのような方にどのような場合に相談・受診いただくのが適切か、その目安を示すことで、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられる体制を確保することを目指したものです。運用につきましては、その方の状況をふまえ、柔軟に判断を行って頂きますようお願い致します。

つきましては、内容を御了知の上、関係各所への周知及び住民の方々への情報発信を行っていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。
(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状の
いずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が
ある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や
透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、
強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければ
ならない方も同様です。)

- 相談は、帰国者・接触者相談センター(地域により名称が異なることがあります。)の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰
国者・接触者相談センター等に御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談
センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※ なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。

これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、
複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット
(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内
側などを使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。